

企画型募集旅行取引条件説明書

(旅行業法第12条の4による旅行取引条件説明書面)

この書面は旅行契約が締結された場合、旅行業法第12条の5に交付する契約書面の一部になります。

1. 募集型企画旅行契約

この旅行は株式会社ねこの手能代が（以下、当社という）主催し販売する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下、旅行契約という）を締結することになります。また契約内容、条件は各コースに掲載されている条件のほか下記条件及び当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

2. 旅行のお申込み及び契約成立

当社は電話、郵便その他の通信手段による旅行契約の予約のお申し込みを受付けます。旅行契約は、当社が契約の締結を承諾したときに成立するものとします。

3. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊料金、食事料金、体験サービス料金、保険料及び消費税。

上記諸費用はお客様のご都合により一部利用されなくても原則として返金されません。

4. 旅行代金に含まれないもの

前項以外のコースに含まれない交通費等の費用、個人的性質の諸費用などは旅行代金に含まれません。

5. 旅行契約内容、代金の変更

当社は、旅行契約の締結後であっても、天災地変、運送・宿泊機関等のサービス中止、官公庁の命令、運送機関遅延等、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは契約内容を変更することがあります。また、その変更に伴い旅行代金を変更することがあります。

また、著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃、料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。

増額の場合は旅行開始の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお知らせします。

6. お客様による旅行契約の解除・払い戻し

- (1) 旅行契約成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合には旅行代金に対して下記の取消料をいただきます。

取消日	3日前～	前日・当日	当日無連絡
取消料	20%	50%	100%

なお、複数人数のご参加で一部のお客様が契約を解除される場合は、ご参加のお客様から運送・宿泊機関等の（1台、1室あたりの）ご利用人数の変更に対する差額をそれぞれいただきます。

- (2) お客様は次の各号に該当する場合は取消料を支払うことなく旅行契約を解除できます。

- ・旅行開始日または終了日の変更
- ・宿泊施設の変更

- ・旅行代金が増額された場合
- ・当社の責任に帰すべき事由により当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき

7. 当社による旅行契約の解除

- (1) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
 - ・お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められとき。
 - ・お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められるとき。
 - ・お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - ・お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目（日帰り旅行にあつては3日目）にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
 - ・天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。
- (2) 当社は次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。
 - ・お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
 - ・お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための運転士または、その他の者による指示に従わないとき、またはこれらの者や同行する他の旅行者に対する暴行または脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - ・天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
- (3) 当社が本項(2)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとし、また、この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係わる部分の金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他、既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

8. 当社の責任

- (1) 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたり、当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。
- (2) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として(1)の責任を負いません。
 - ・天災地変、戦乱、暴動はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ・運送機関等の事故、火災により発生する損害

- ・ 運送機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ・ 官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
- ・ 自由行動中の事故
- ・ 食中毒
- ・ 盗難
- ・ 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更等又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

9. 旅行保証

旅行内容の重要な変更（旅行開始日または終了日の変更、及び宿泊施設の変更が行われた場合は旅行業約款（募集型企画旅行契約）の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金の1～5％に相当する額の変更補償金をお支払いします。ただし旅行契約について支払われる変更補償金の額は旅行代金の15％を限度とします。また旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は変更補償金をお支払いしません。

10. 特別補償

当社は当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が主催旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害について死亡補償金・後遺障害補償金及び入院見舞金・及び携行品損害保証金を支払います。

11. お客様の責任

当社はおお客様の故意または過失、法令もしくは公序良俗に反する行為により当社が損害を被ったときはお客様から損害の賠償を申し受けます。

12. 旅行条件、旅行代金の基準日

この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日は、当該パンフレット等に明示した日となります。

13. 添乗員

当社の募集型企画旅行では添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。

14. 国内旅行保険への加入について

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であり、また加害者から賠償を得られた場合であっても必ずしも十分なものと言えない場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で十分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。

15. 個人情報の取扱いについて

個人情報について旅行者間の連絡のために利用させていただくほか、旅行者がお申込みいただいた旅行において運送、宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらサービス受領のため手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。この他、アンケートのお願い、統計資料作成に旅行者の個人情報を利用させていただくことがあります。

この条件書に定めのない事項は当社旅行業約款によります。ご希望の方は当社にご請求ください。

旅行企画実施

秋田県知事登録地域限定旅行業第 167 号

秋田県能代市大手町 4 番 18 号

株式会社ねこの手能代(ねこでこ探検隊)

TEL:080-6039-7589

地域限定旅行業務取扱管理者 加賀谷さくら